

7. 県営水道料金制度研究会

(1) 県営水道料金制度研究会設置の目的

平成12年6月施行の料金改定に際して、受水団体で構成する各地域の協議会から、給水量の事前承認制の見直しや、節水に伴う基本料金の減免の実施など料金制度の弾力的運用を求める声があり、県企業庁に対し料金制度等についての要望書が提出された。

この各協議会からの要望を契機として、県営水道の料金制度について理解を深めるとともに、水道事業を取り巻く状況を踏まえた弾力的運用や見直しについて研究することとし、「県営水道料金制度研究会」を発足した。

(2) 県営水道料金制度の現状と課題

県営水道を取り巻く現状として、水道の普及をほぼ達成したことや景気の低迷により水需要の伸びが鈍化していること、更に、水源施設が充足されつつある中で、渴水に伴う節水が頻発していることなどがあり、このような状況を背景として、次に示す県営水道の料金制度に起因する課題が問題となっていた。

- a. 各受水団体の承認基本給水量と実績給水量との乖離が大きくなっているが、承認基本給水量の減量変更が容易に承認されないため、基本料金における未利用水量分料金（以下「未達料金」という。）の縮減が図られない。
- b. 節水の実施によって承認基本給水量の履行が制限されることになるが、その場合でも基本料金の減免（減額）（以下「節水減免」という。）がなされない。

(3) 研究テーマと意見集約結果

<研究テーマ①> 二部料金制及び二段構え料金制の維持について

- ・二部料金制の是非
- ・基礎水量料金の見直し（廃止を含む）について

<論点整理>

- ・昭和51年にそれまでの年間給水量に基づく単一料金制を現行の二部料金制に改正した。
- ・県営水道は、現状では事業拡充段階であり、今後も多額な投資が必要であることから当面、受水団体からの給水申込みに基づく施設整備を行う必要がある。
- ・二部料金制自体は、本質的に給水量承認制における懸案（未達料金の解消）の制約となっていない。
- ・他府県の用水供給事業の約半数が二部料金制を採用している。
- ・二段構え料金制は生活必需用水の低廉化に対し、県営水道として幾つかの貢献をするものである。
- ・本質的に基礎水量200ℓは時代の推移により変化しないものといえる。
- ・二段構え料金制は基本料金でみて、原単位需要量が大きければそれだけ不利益となるが、二段構え料金制の効用は末端需要者の観点で評価すべきものである。

<意見集約結果>

- ・二部料金制度には本質的に特段の懸案が見当たらないことから、今後とも当該制度を維持する。
- ・二段構え料金制は、自己水源の多寡等の水道事業者間の格差が残る中、一般に生活必需水量をシビルミニマムとして低廉に供給する施策を公平に展開するため、なお従前の県水レベルで措置することは意義があると考え、今後も二段構え料金制を維持する。

<反対意見>

- ・県営水道の料金収入に占める基本料金の割合（費用配賦）を改めることを前提に二部料金制維持を支持する。
- ・経営効率化、水使用合理化努力を消沈させ、未達料金問題を内在させる現状下で「特段の懸案なし」とするには疑問が残る。
- ・水道の普及目標を達した現在、県営水道が二段構え料金制をもって県民福祉の向上に果たす役割は終えている。シビルミニマムとしての生活必需水量を低廉にするとする施策は引き続き水道事業者において、個別事情に応じ個別の施策として展開されるべきものであり、二段構え料金制を廃止すべきである。
- ・二段構え料金格差の根拠とされる県費補助金は、本来、基礎水量料金の仕組みのために繰り入れられているものではない。
- ・県営水道による生活必需用水を低廉にする効果は、一般家庭にとって僅かであるのに比して、料金制度を複雑化、不透明化させ、ひいては不公平感を生じさせる弊害の方が大きいと考える。

<研究テーマ②> 費用配賦の変更について

- ・費用配賦案の比較検討

<論点整理>

- ・県営水道料金の費用配賦案（4案を作成検討）

- ・公費（県費）導入との関連

- ・基本料金の節水減免との関連

<意見集約結果>

- ・費用配賦を変えることの利点よりも、その結果として受水団体間の現実上の利害得失が問題となり、大方の賛同が得難いことから、結果として、大勢としては現行の費用配賦を変えるのは難しい。

<研究テーマ③> 承認基本給水量の見直しについて

- ・承認基本給水量の見直しルール（案）の設定
- ・調整基本料金の適用除外となる条件の緩和について

<論点整理>

- ・従前の基本給水量の見直しルールの基本的な考え方

<意見集約結果>

- ・承認基本給水量の見直しルール（案）

既に承認した基本給水量（既承認基本給水量）を減量する場合の基準は、次の何れかとする。ただし、自己水源の開発、運用による減量は認めない。

- a. 給水申込み以後、次に示す明らかに受水者の責に帰しがたい原因による状況変化があった場合、それ相応の水量の既承認基本給水量の減量を認める。
 - (ア) 給水人口が減少傾向にある場合
 - (イ) 工場使用水が上水道から県工業用水道に転換が行われる場合
 - (ウ) 大口需要者（工場の撤退、学校、その他公共施設の廃止など）が撤退する場合
- b. 既承認基本給水量のままでは継続的に大幅な過剰を生じると見込まれ、既承認基本給水量と変更申込み水量の差が所定量を超える場合、その超える水量について、既承認基本給水量の減量を認める。所定量とは既承認基本給水量の5%水量とする。
ただし、この場合過去5か年の県水受水量の最大値を下回らないものとする。

- ・調整基本料金の適用除外となる条件の緩和については、給水実態からみて「10日以内」、「10分の1以下」の条件の緩和を必要とする状況の変化は認められない。

<研究テーマ④> 災害時における基本料金の減免について

- ・渇水時の節水減免の意義
- ・基本料金の減免基準（案）の設定

<論点整理>

- ・節水と節水減免との関連

- ・県営水道料金の減免

- ・県営水道料金の減免基準（案）

- ・節水減免の適用基準（「長期間且つ高率の制限率」）

<意見集約結果>

- ・節水を理由として施設準備料金である基本料金を減額又は減免することは本質的に認め難いものがある。しかし、渇水時の給水制限の規模が大きく、長時間に及ぶなど災害に準じるような異常渇水の場合で「サービス面で著しく均衡を欠き」且つ「受忍の限度を超える」節水の場合、基本料金を減免することも相当であると考えることもできる。

・基本料金の減免基準（案）

a. 県営水道の施設が機能しない状態で受水団体に「特別な影響を及ぼす」次の場合

(ア) 地震等による災害で被災し、長期間送水できなかつた場合。

(イ) 渇水時の給水制限が、長期間かつ高率の制限率（節水率）であった場合。

なお、「長期間かつ高率の制限率」とは概ね25%以上の節水が30日間以上、かつその内30%以上の節水率で10日間以上の節水対策が実施された場合。

(ウ) その他、(ア)、(イ)に準じる場合で特に府長が認めた場合。

b. 基本料金減免額の算定

(ア) の場合

承認基本給水量×基本料金×送水（受水）不能日数／365日×1／2*

(イ) の場合

（承認基本給水量－対象節水期間内の実績日最大給水量）×基本料金（内その他水量料金）×対象節水期間／365日×1／2*

* 地震等の災害や渇水など県営水道及び受水団体双方の責に帰し難いものに起因する場合は、減免額の算定に際し二分の一を乗じる。

8. 給水申し込み単年度制への移行

(1) 愛知県水道給水規程の一部改正について

平成8年4月1日に給水規程の一部が改正され、愛知県水道給水規程第2条に基づく基本給水量の申込みについては、2年度毎に3年度及び4年度先の2年度間の給水を申し込むことになっていた（表3-109上段）。

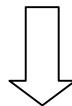
この理由は、水道用水供給事業が巨額の先行投資を必要とする事業であることから、県と受水団体との間で合理的な投資を担保し、事業経営の安定化を確保するとともに、受水団体間の負担の公平を図り、受水団体の給水申込みに対応した施設の段階的整備を進めることにより低廉な料金水準とするためのものであった。

しかしながら、近年は水需要が安定し、今後とも先行して施設整備を進める状況ないこと等を考慮し、給水承認の決裁において企業庁トップから給水申込みの期間を見直すよう指示があり、平成18年3月31日付けで愛知県水道給水規程（昭和55年愛知県企業庁管理規程第19号）の一部（規程第2条第1項）を改正し、給水申込みの期間を「企業庁長（以下「府長」という。）が定める2年度間の各年度における1日当たりの受水量」から「翌年度における受水を開始する日及び1日当たりの受水量」に改正し、同18年4月1日から施行した（表3-109下段）。

表3-109 給水申込み年度

改正前（平成8年4月1日以降）

年度\区分	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
第10回	○												
第11回			○										
第12回					○								
第13回							○						
第14回									○				



改正後（平成18年4月1日以降）

年度\区分	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
第10回	○												
第11回			○										
第12回					○								
第13回							○						
第14回								○					
第15回									○				
第16回										○			
第17回											○		
第18回												○	

注：1 ○印は給水申込書を受理する年度（給水申込年度）

注：2 —————— は給水申込みの対象年度 ----- は廃案となった申込み

(2) 給水規程等運用基準の一部改正について

愛知県水道給水規程の一部改正に伴い平成18年4月1日付けで給水規程等運用基準の一部改正を行った。

主な改正点

○給水申込み（承認）の期間を2年度間から単年度に変更した。

○これまで「承認した基本給水量を変更」する場合に適用していた変更の基準に準じて、減量申込みを承認する場合の基準を定めた。

○給水申込みに先立ち、受水団体と事前協議を行うことを明記した。

9. 給水規程等運用基準研究会

このように給水申込み単年度制に移行したところ、一部受水団体から「せっかく申込期間が翌年度になったにも関わらず、5年前の日最大給水量に拘束されることは住民に説明できない」などの声があり、平成19年2月に受水団体協議会から県企業庁に対し、運用基準の緩和を求める要望書（図3-41）の提出があった。

県企業庁では、この要望書を受け勉強会、意見交換会、研究会を開催し、受水団体と話し合いを行い、減量時の承認基準と自己水源の取扱いにかかる給水規程等運用基準を緩和することになった。

その主な経緯は以下の通りである。

(経緯)

- ◇ 平成19年 2月 9日 受水団体から「給水にかかる規程の見直し要望書」が提出される。
- ◇ 平成19年 3月 22日 県営水道料金制度の勉強会
[各協議会の正副会長団体、受水団体協議会連絡会会長団体]
- ◇ 平成19年 8月 7日 要望書に関する意見交換会（第1回）
[各協議会の会長団体、受水団体協議会連絡会会長団体]
- ◇ 平成19年10月17日 要望書に関する意見交換会（第2回）
[各協議会の正副会長団体、受水団体協議会連絡会会長団体]
- ◇ 平成19年12月21日 第1回給水規程等運用基準研究会

- 設置要綱策定
- 調査票依頼（主な調査項目：給水人口、用途別有収水量（家庭用・業務営業用）、原単位、一日最大給水量（実績、将来）等）
- 今後のスケジュールの確認

- ◇ 平成20年3月26日 第2回給水規程等運用基準研究会

- 調査結果及び要因分析
- 給水規程等運用基準の緩和策（素案）の提示
①減量時の承認基準、②自己水源の取り扱い
- 各協議会に素案の意見集約を依頼

- ◇ 平成20年5月30日 第3回給水規程等運用基準研究会

- 各協議会の意見集約の結果
- H21年度給水申込に向けたスケジュール

愛知県営水道用水供給事業給水規程の見直しについて

要　望　書

愛知県企業庁長

福間 克彦 様

愛知県営水道用水供給事業給水にかかる規程の見直しについて（要望）

平素は、水道用水の円滑な供給に一方ならぬご尽力を賜り誠にありがとうございます。

さて、すでにご案内のごとく、水道事業を取り巻く環境は、大変厳しいものとなってきております。人口減少時代に入り、一人当たりの使用水量の継続的な減少など需要面での制約と同時に、収益には直結しない施設の老朽化に伴う更新投資や大規模災害対策投資の増加など困難な問題に直面しております。

また、一方では、安い料金改定は許されない難しい時代となり、各事業体とも水道事業経営に大変苦労しているところでございます。

県におかれましては、こうした環境変化に対応すべく、「愛知地域広域的水道整備計画」の改定、「企業庁中期経営計画」の策定など着実に対策を講じられており、心強く思っております。

こうした環境の中、平成18年4月には、県水給水にかかる規程の一部変更により、単年度申込を可能とする柔軟性を持った供給体制の実現を目指しての改善をいただき、受水団体としては大変ありがたく思っております。

しかし、現行制度には、以前の申込方法当時の「過去5年の最大値の重視・5%の余裕率の義務付け」などが残されており、実態は柔軟な運用ができない仕組みとなっております。昨今の厳しい状況への対応を図るうえからも、規程の見直しをいただくことが必要と存じます。

どうぞ真に各受水団体の自主的判断と責任に基づいた受水制度を確立するため、規程の改正にお取り組みいただきますよう、全受水団体の総意としてお願い申し上げます。

平成19年2月9日

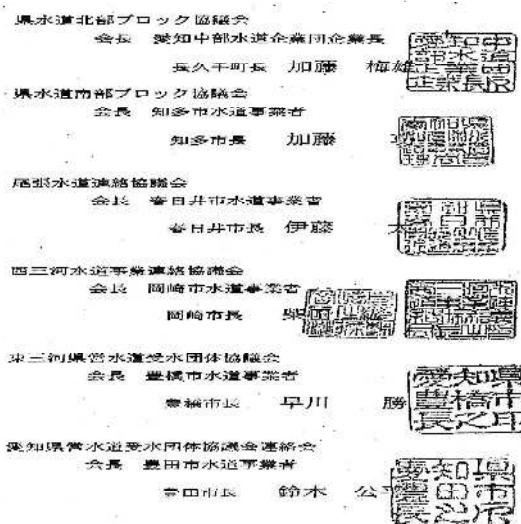


図3-4-1 受水団体からの要望書

第4節 給水量の承認業務

1. 従量料金制度時代

昭和37年1月に給水開始から同50年度までは、従量料金制度であり受水団体から申込みのあった月別年間受水量が大きな意味を持っていた。

承認年間受水量が一定の基準を超えると自動的に変更になり、受水団体が予定していた受水量以上の水量が料金対象となる（給水開始初期の頃は、お互いに初めてのことでもありこのケースが多くあった。）ことと、建設時の計画とは異なった水量の申込みがあった場合の歯止めがないため、建設した施設能力との整合性が保たれないとなるためである。

このため、毎年、次年度の申込みの時期になると、あらかじめ6月から10月にかけて受水団体から資料提出（需要量調査）を受けて検討を重ね、ヒアリングも行ってまとめていった。

給水量は、予算案作成上の収入、支出の基礎になるものである。それだけになるべく早期に決めたいという思いがあつてもなかなかそうはいかず、結局、予算案作成作業と並行することになるという苦しいスケジュールであった。

2. 2部料金制度時代

給水開始以降初めての料金改定に伴う料金体系の変更により、昭和51年度から基本水量料金と使用水量料金の2部料金制度になった。

これにより、年間給水量（使用水量）の持つ意味が大きく変わり、基本水量の持つ意味が大きくなつた。

ここで、年間給水量については、水道事業課にて過去の実績水量より推計し予算資料を作成しており、かつての大作業は消えていった。

一方、これに変わって毎年の基本水量料金の確定作業と翌年度（昭和51年度当初は次年度から5年間、平成8年度より4年間、同18年度より翌年単年度）の基本給水量の承認作業がでてきた。

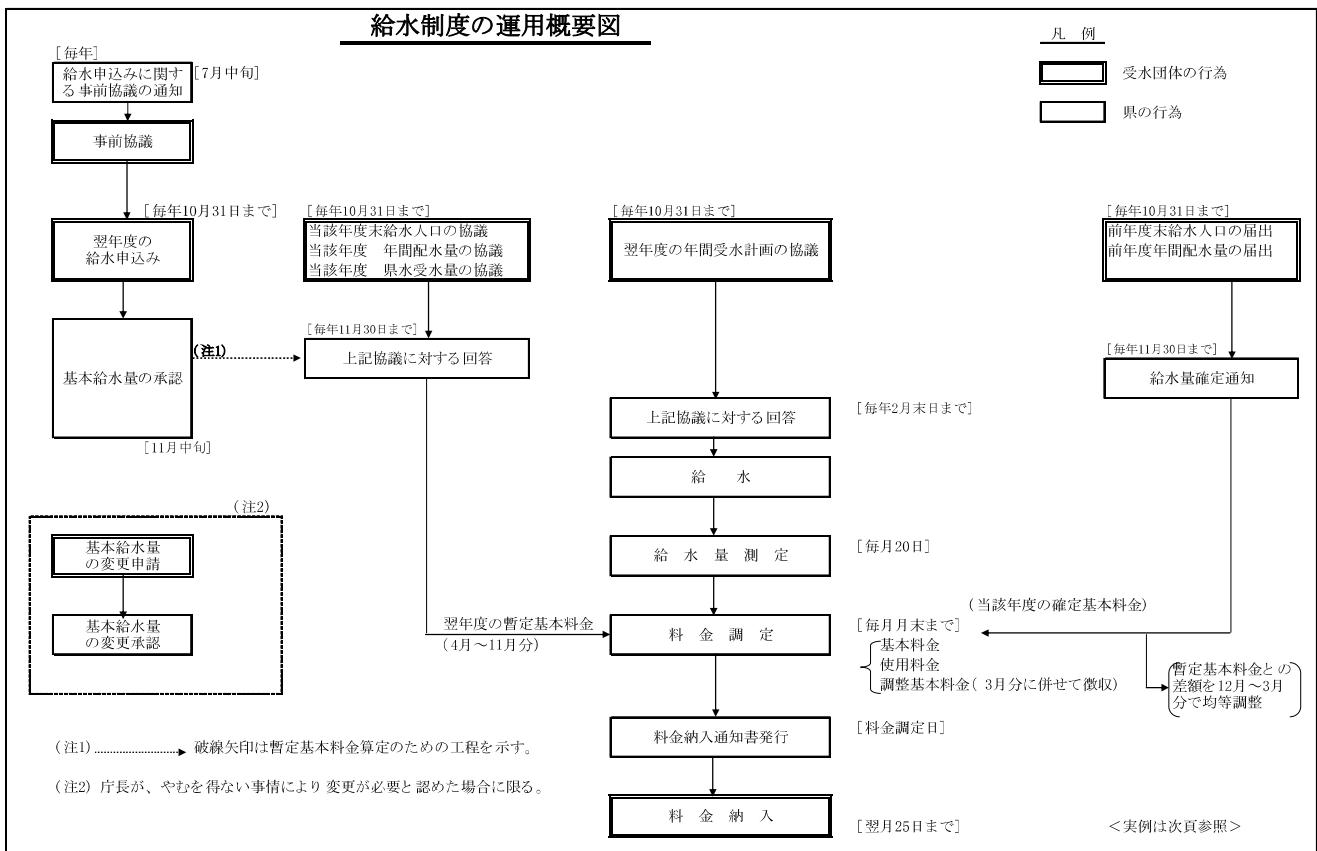
前者は、基本水量料金が基礎水量料金と、その他水量料金の2段構えで構成されているためのものである。基礎水量は、受水団体の前年度の給水人口と総配水量をもとに県営水道への依存人口を算出し、これに1人当たり0.2m³を乗じて決める。その他水量は、その承認基本給水量から基礎水量を差し引いたものである。これらは、料金に占める割合が大きいだけに受水団体から提出される協議書類の公平な審査が必要である。

これらと合わせて、給水実務の面から、受水団体の月別受水計画も含めた年間受水計画書の提出も求めているが、これらは概ね11月から2月にかけて作業を行つてゐる。

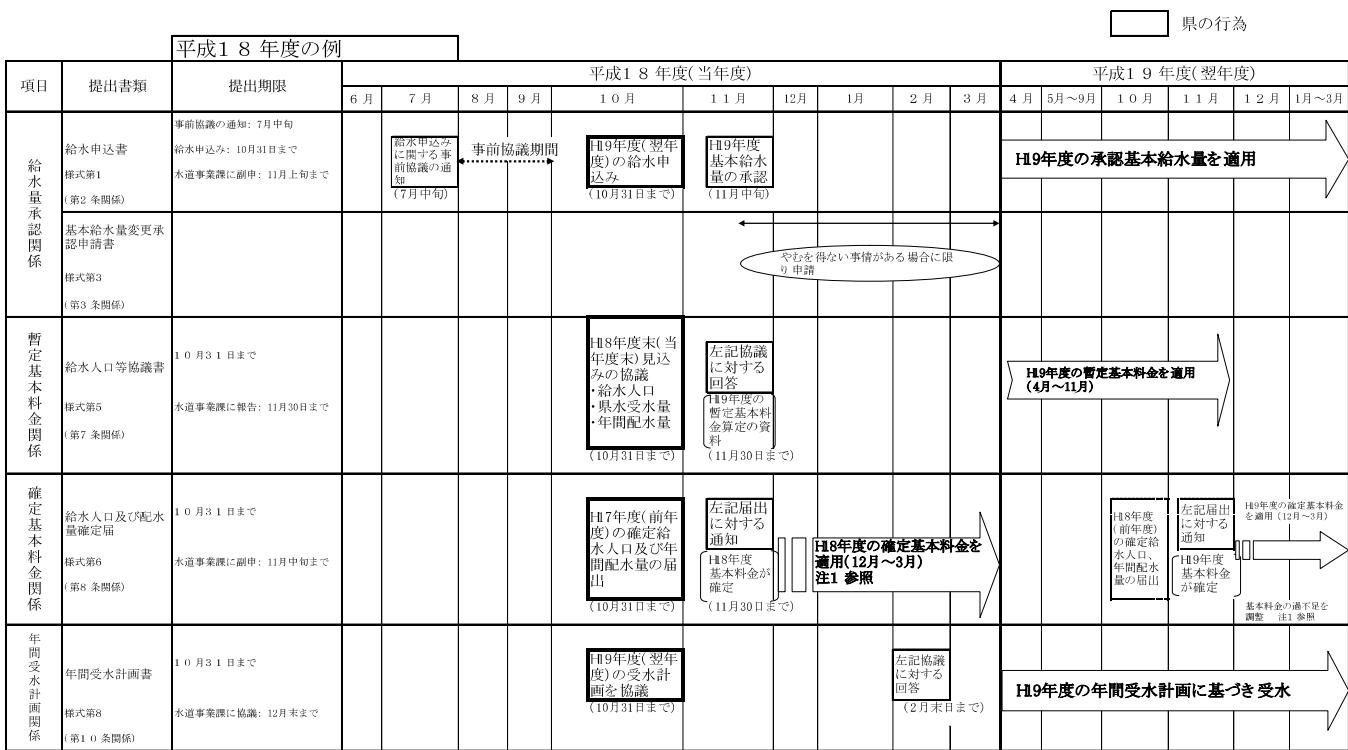
後者は、受水団体から給水申込みを受け、毎年7月から11月にかけて受水団体と協議しながらの作業となる。

これらの作業を時系列で次頁に示す。

基本水量に暫定と確定があるが、暫定はその年度の見込みであり、確定は前年度の決算資料等に基づくものであつて、これで基本水量料金が確定し、暫定との差があるときは、確定月後のその年度の残り月で精算される。



給水量承認関係事務のフロー図



第5節 料金改定

1. 初めての料金改定

(1) 料金改定の理由

給水開始以来、 $2\text{1円}/\text{m}^3$ に据え置いてきたが、昭和50年度当初予算では給水原価は43円28銭となっており、累積欠損金は、同50年度末で約80億円になると予想され、このまま放置すれば、同54年度末には約200億円になって事業の運営に支障をきたすことになる。

(2) 料金改定にあたっての配慮

受益者負担の原則はあるが、県営水道の使命から従前の水源費に対する助成に加え、新たに専用施設についても県財政からの公費導入制度を確立し料金水準の引き下げを図るとともに、累積欠損金の未算入、激変緩和の意味で階段的な値上げを採用する。

(3) 料金改定の内容

① 公費導入

従来、一般会計から水源確保に要した経費の元利償還金に対し、国庫補助金も含めて、 $2/3$ 相当額の補助・出資を受けてきたが、あらたに専用施設(浄水場、送水施設等)の建設に要した経費の元利償還金に対しても、国庫補助金も含め $1/4$ 相当額の補助・出資を受けることとした。これにより従来の m^3 当り2円12銭の公費導入が4円72銭となる。

② 料金体系

現行の単一料金制を改め、基本料金と使用料金とからなる基本料金制を採用し、さらに基本料金を基礎水量料金とその他水量料金に区分し、前者は公費導入によりできるだけ低額とし、後者については、原価を回収するという二段構え基本料金制を採用する。

③ 料金算定期間昭和51年度～同54年度の4年間とする。

④ 激変緩和昭和51年度～同52年度、同53年度～同54年度の2段階とする。

⑤ 改定料金

区分		51年度～52年度	53年度～54年度
基本料金	基礎水量料金	4,440円/ m^3 /年	6,600円/ m^3 /年
	その他水量料金	7,200円/ m^3 /年	9,240円/ m^3 /年
使用料金		14円/ m^3	

このほかに承認基本給水量を超えて給水した場合は、調整基本料金(基本料金の2倍)を徴収する。ただし、超過水量のうち、10%以内の水量については、基本料金と同額として算定する。

料金算定期間の昭和51年度～同54年度の4年間での平均料金は、40.69円となって、現行料金に対し93.7%増となった。

⑥ 実施時期昭和51年4月1日



昭和50.11.30日本経済新聞

2. 第2回料金改定(表3-110参照)

昭和51年度に実施した料金改定の結果、同54年度までの料金算定期間中の経営は、ほぼ収支均衡となり、

概ね計画通りの実績があげられた。

しかし、昭和54年度の時点で向こう4ヶ年の収支見通しを行ったところ、諸物価の上昇等による維持費の増高及び施設の改良・拡張による資本費の増加などに伴い、経営収支が悪化し、累積欠損金は同54年度末(当時の見込み)の74億円が同58年度末には109億円にも増大すると見込まれたため、同55年4月に第2回の料金改定を実施した。

累積欠損金の扱いについては、物価への影響及び県民負担の急増を避けるため、約20億円を料金に算入するにとどめた。

料金算定期間は昭和55年度～同58年度の4年間とし、この間の平均料金は、56.24円、現行の場合の50.83円に対し、10.6%の改定とした。

実施時期は、昭和55年4月1日である。

3. 第3回料金改定(表3-110参照)

昭和55年4月に電力料金の値上げが実施された。これは、同51年8月以来のもので平均値上率50%に及ぶものであった。ちなみに同54年度における動力費は、維持管理費の25%を占め、7.3円/m³の原価であった。

さらに需要量の伸び悩みもあり、昭和55年4月の第2回料金改定時の目標達成が不可能となった。

昭和56年度に行った収支見通しでは、同58年度末の累積欠損金は、85億6千万円にまで増大し、同60年度末まで料金を据え置いた場合は、これが140億円にも増大すると見込まれたため、同57年6月に第3回の料金改定を実施した。

累積欠損金の扱いについては、昭和58年度末に見込まれた64億4千万円のうち約20億7千万円を料金に算入することとした。

料金算定期間は昭和57年度～同60年度の4年間とし、この間を2年ずつの2段階に分け、平均17.9%の改定とした。

実施時期は、昭和57年6月1日である。

4. 消費税分の料金への転嫁

昭和63年12月に税制改革法及び消費税法が公布、施行され、翌年(平成元年)4月から原則としてすべての資産の譲渡及びサービスの提供に対して3%の消費税が課税されることとなり、水道料金もその適用を受けることになった。

昭和60年以来、累積欠損金も解消し、経営状況は黒字基調で推移していたため、これにどのように対応するかは、受水団体の注目するところであった。

全国的にも水道事業の財務内容の好転から、様々な対応が伝えられていたが、県営水道としては、法の趣旨にもとづき、昭和64年1月には受水団体に対して県の姿勢を明確に打ち出し、平成元年4月1日から従来の料金合計に3%に相当する「消費税分加算料金」を新設して、従来の料金にこれを含めた総額を「料金」として徴収することとした。

表3-110 料金改定の経過

設定・改定 年月日	基本料金(円/m ³ /年)		使用料金 (円/m ³)	備 考
	基礎水量料金	その他の 水量料金		
S36.10.1	—	—	21	单一料金制
51.4.1	4,440	7,200	14	初めての料金改定
53.4.1	6,600	9,240	14	
55.4.1	6,840	9,600	18	第2回料金改定
57.6.1	7,440	10,320	22	第3回料金改定
59.4.1	8,040	11,280	24	
H1.4.1	同上	同上	同上	消費税加算による改定

5. 第4回料金改定

水道用水の料金は、昭和57年6月と同59年4月の2段階で改定して以来、物価の安定や水需要の伸びな

どに支えられ、16年間料金改定を行わずに乗り切ってきた。しかし、平成4年度の阿木川ダムに続いて同9年度から味噌川ダム、長良川河口堰などの水源施設の費用化などにより同9年度から純損失が生じる事態となり、同11年度予算においては累積利益がほとんどなくなる厳しい状況が予想された。また、将来見通しについても、同13年度の豊川総合用水事業の完成に伴う新たな費用の増加、更には愛知用水二期事業などにより、収支が益々厳しくなることが見込まれた。

こうした厳しい状況に対応して、県の進める第三次行革大綱を基本とした人員合理化を始めとする経営改善策に最大限努力しても平成15年度末には約177億円の累積欠損金が見込まれたことから水道事業の健全な運営を確保するため料金改定を実施した。なお、受水団体から現在の料金制度の見直しについて要望があり、研究会を設け話し合いを行っていくこととした。

【料金改定内容】

実施時期	平成12年6月1日 (料金改定の周知期間が必要なため、4月1日実施を6月1日実施とする。)
料金算定期間	平成12年度から15年度（4ヶ年）
改定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・受水団体及び県民生活への影響を考慮し、激変緩和を図るため12・13年度（前段：10.8%）と14年度以降（後段：11.6%）の二段階による料金改定とした。 ・平成15年度末までに見込まれる累積欠損金約177億を解消するため、1m³当たり約11円、平均会定率17.8%の料金改定を行った。

【料金単価改定】

区分	現行料金 (円/m ³ /年)	改定料金 (円/m ³ /年)	
		12・13年度	14・15年度
基本料金	基礎水量料金	8,040	9,360
	その他水量料金	11,280	13,200
	使用料金	24円/m ³	25円/m ³
			26円/m ³

第6節 水資源機構割賦負担金の繰上償還

水資源機構は割賦負担金の繰上償還の受け入れについて「割賦負担金の繰上償還について」（平成18年6月14日付け18管利第63号）により臨時特例措置として行っていたが、平成19年度の政府における地方財政対策において、地方公共団体の高金利の公債費負担軽減の措置がされたことに鑑み、同20年度から次の通り繰上償還の受け入れを行うこととなった。これにより当県の水道事業（工業用水道事業も同様）においても借換により高金利債の繰上償還を行い、将来の支払利息を軽減することができた。

1. 繰上償還の基本的な考え方

平成19年度末の償還利子率5%以上の割賦元金の残高合計は約3,000億円となることから、原則として償還利子率が5%以上の割賦負担金を有する利水者を対象として、同20年度から同24年度までの5年間の繰上償還受入枠を1,500億円、単年度で300億円を受入れることとする。

2. 債還利子率が4%以上5%未満の割賦負担金を有する利水者のうち、公営企業の資本費の水準が総務省自治財政局長通知「平成19年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱について（通知）」（平成19年8月7日付け総財地第197号、総財公第116号）に定める別表の基準2の値以上であって経営状況が厳しいと認められる利水者については、上記「1.基本的な考え方」に準じて繰上償還を受け入れるものとする。（5%以上の割賦負担金を有している利水者は対象外とする。）

3. 留意事項

(1) 今回の取扱いにより、機構が利水者毎に認めた繰上償還については、償還利子率が5%以上の割賦負担金に充当すること。（複数の5%以上の割賦負担金を有している者については、どの割賦負担金に充当しても構わない。）

(2) この通知により「割賦負担金の繰上償還について」(平成18年6月14日付け18管利第63号)による繰上償還額が当初割賦元金の2分の1に相当する金額を越えない場合という取り扱いは廃止する。

平成22年度末までの借換による繰上償還

年度	名称	借換額(億円)	利息軽減額(千円)
20	味噌川ダム	35.00	714,052
21	〃	52.26	1,020,991
22	〃	53.54	1,021,614
計		140.80	2,756,657

第7節 公的資金補償金免除の繰上償還

政府は公債費負担の軽減対策として、平成19年度から3年間で5兆円規模の公的資金（財政融資資金、郵政公社資金、公庫資金）の繰上償還を補償金免除にて行った。繰上償還を行うにあたっては、徹底した総人件費の削減等を内容とする財政健全化計画又は公営企業健全化計画を策定し、行政改革・経営改革を行うことが条件となった。当県の水道事業（工業用水道事業も同様）においても民間資金による借換により高金利債の繰上償還を行い、将来の支払利息を軽減することができた。なお、本制度は同22年度から更に3年間延長されている。

(1) 政府資金の繰上償還(H19～H21)

対象地方債：普通会計債及び公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄、病院に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公債費や公営企業資本費等に基づいて段階的に設定（財政力指数1.0以上の団体を除く）

対象地方債残高 3兆8千億円程度以内

内訳 財政融資資金 3兆3千億円程度以内

郵政公社資金（簡保資金） 5千億円程度以内

(2) 公営企業金融公庫（後の地方公共団体金融機構）資金の繰上償還及び公営企業借換債(H19～H20)

対象地方債：公営企業債（上水道、工業用水道、下水道、地下鉄に限る）の5%以上の金利の地方債

対象団体：金利段階に応じ、市町村合併、財政力、公営企業資本費等に基づいて段階的に設定

対象地方債残高 1兆2千億円程度以内

(3) その他

(1)及び(2)の繰上償還については、その財源として、必要に応じ民間等資金による借換債が発行できることとする。

平成22年度末までの借換による繰上償還

年度	借入先	借換額(億円)	利息軽減額(千円)
19	公営企業金融公庫	55.93	866,582
	財政融資		
22	公営企業金融公庫	16.29	369,079
計		72.22	1,235,661

第3章 水道財政の推移

第1節 創設時の資金調達

1. 創設時の資金調達

世紀の大事業である愛知用水事業は、その建設資金をすべて国際開発銀行並びに余剰農産物借款に伴う見返り資金で実施することで計画された。

水道事業の経営主体は市町村であり、建設に必要な資金はその大部分を起債に仰ぎ、独立して責任施工するというのが通例とされていた。愛知用水事業の計画段階で附加されることとなった水道事業については、発電・農業用水事業等と同時竣工、水の有効活用並びに外資返還のための経済効果を高めるために、その建設主体は愛知県に委ねられることになり、建設に必要な資金については、市町村施工の配水施設費を含めて、すべて愛知用水公団からの転貸資金によって賄われることになった。

県は、愛知用水の受益地域内及びこれに隣接する市町村で、水道用水を必要としている市町村の必要水量と概算工事費を急ぎ取りまとめ、昭和31年3月19日付をもって、愛知用水公団総裁浜口雄彦氏と時の愛知県知事桑原幹根氏との間で「上水道事業及び工業用水道事業に関する基本協定」及び同付属文書としての了解事項文書を締結し、これによって県営水道用水供給事業が本格的実施される運びとなった。

なお、基本協定の中で水道事業の実施に関する主要事項を次に記載する。

上水道事業及び工業用水道事業に関する基本協定（抜粋）

愛知用水事業の実施に関し、上水道事業及び工業用水道事業について愛知用水公団（以下「公団」という。）愛知県（以下「県」という。）は、次の通り協定する。

第1 この協定において、「共用施設」とは、木曽川支流玉瀧川に新設する堰堤、木曽川兼山地点における取水施設、農業用及び水道事業用に併せ供される水路及びこれらに附帯する施設をいい、「専用施設」とは、共用施設からの水道事業用の取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水池、配水管及びこれらに附帯する施設をいう。

第2 上水道専用施設については、次の通りとする。

- 1 上水道専用施設工事のうち、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水池の工事は県が施行し、配水管以下の施設の工事は市町村が施行する。
- 2 公団は、上水道専用施設工事費18億7千8百万円を県営分工事費と市町村営分工事費を一括して県に供給し、県は、そのうちから市町村分工事費をそれぞれ当該市町村に供給する。
- 3 2の県に対する供給資金の供給条件は、年利6分5厘工事期間中の元本は据え置き、利子は元加するものとし、工事完了後20ヶ年元利均等年賦償還とする。
- 4 県が2に定める供給を行うときは、供給の相手方、供給の金額、供給条件等について、あらかじめ公団の承認を受けなければならない。

第3 工業用水道専用施設工事に関する条項のため省略

第4 共用施設については、次の通りとする。

- 1 共用施設工事は、公団が施工する。
- 2 公団は、1により造成された施設を県に使用させ、毎年、使用料を徴収する。
- 3 共用施設の使用料は、次の通りとする。
 - イ 事業基本計画に定めるところにより算定された水道事業の負担費について第2の3に掲げる条件と同一の条件によるその負担年額を定め、それに維持管理に要する費用の県負担年額を加算した額を使用料とする。
 - ロ イの維持管理に要する費用の県負担年額の算定については、共用施設工事費の負担算定の方式に準ずるものとする。
- 4 共用施設からの分水の方法については、両者協議して定めるものとする。

第5 専用施設及び共用施設の工事は、昭和35年度までに完了することを目標とする。

以下略

2. 愛知用水水道事業特別会計方法の設置

県は、愛知用水公団との間で締結した「基本協定」に基づいて、県営の水道事業及び市町村営の配、給水事業を、全額愛知用水公団からの転貸債によって進めることとなったが、その事業実施に先立って、これを愛知用水水道事業特別会計として処理することとした。

このため、昭和31年2月の定例議会に同特別会計方法の設定に関する単独議案を提出し、議会の議決を得たうえで同事業が特別会計事業として全面的に施行される運びとなった。

また、県は昭和31年度及び同32年度で事業認可申請書と、一方市町村でも事業認可申請書の作成を急ぐとともに、一部瀬戸市、常滑市、高蔵寺町等の飲料水確保に苦しんでいた市町村では、応急的に井戸を掘って当面の水源を確保しながら、配水施設の施工については愛知用水公団からの転貸債の融資を受けて実施した。工事が完了した市町村では地域内の部分給水を行うところもでてきた。県、市町村とも本格的な工事着手は昭和33年度で、完了は同36年度という短い工事期間であった。

3. 不足資金への対応

本格的工事実施の段階になると諸物価の高騰と当初計画の見直し等もあって、県・市町村分を含めた事業費の総額は、基本協定による18億7千8百万円を下表の通り大幅に上廻ることとなり、愛知用水公団は、その起債枠を24億7千7百万円まで拡大して県への資金供給を行うこととなったが、愛知用水公団の資金需要自体も大幅に増加したために、その必要額全額を愛知用水公団から貸し付けてもらえなかつた。

表3-111 水道事業会計資金調達一覧表

単位：円

区分	借入元金	建設利息	計
専用公団債	県事業費 市町村事業費	1,777,159,000 700,000,000	72,239,054 26,477,380
	計	2,477,159,000	98,716,434
	建 設 費	556,355,000	58,672,000
共用公団債	災害復旧費	4,985,000	0
	計	561,340,000	58,672,000
	一般公募債	190,000,000	0
合 計	県事業費 市町村事業費	2,528,499,000 700,000,000	130,911,054 26,477,380
	計	3,228,499,000	157,388,434
			3,385,887,434

出典 昭和36年度決算参考資料

一方、昭和36年当時、県としては同34年の伊勢湾台風による災害復旧のために、県財政は極度に急迫しておりその不足分を県財政のなかから特別会計へ貸し付けてもらうこともできない状態であった。

そこで、県事業費の不足分1億9千万円は一般公募に仰ぐこととなり、自治省（現総務省）の許可を得て、昭和36年9月段階で縁故債として銀行の借り入れを行い、愛知用水水道事業の完成をみることができた。

第2節 国庫補助制度

1. 歴史的経緯

水道の布設建設費に対する国庫補助制度は、明治21年、当時の主要都市であった三府（東京・大阪・京都）5港（函館・横浜・新潟・神戸・長崎）を対象に、建設費の3分の1を標準として補助されたのが、その始まりである。

それ以降、水道の布設、促進を図るために、対象範囲の拡大、補助率の変更等幾多の変遷を経て、戦後昭和31年度（予算計上は昭和29年度）まで続けられてきたが、同32年度からは、これが全く廃止されてしまった。

したがって、愛知用水を水源とした県営水道の創設並びに第1期拡張事業については、水源開発のための多額の共用施設費負担金並びに広域的水道用水供給事業への大規模先行投資等を必要としたにもかかわらず、その恩恵を受けることはできなかった。また、一方、受益市町村の水道事業についても、簡易水道事業を除き国庫補助制度はなかった。

その後、全国的な水需要の著しい増大と水質汚濁の進行等により、水源の確保と遠隔地のダム等に依存せざ

るを得ない状況が一般化し、そのため新規水源の確保に巨額の資金を必要とすることになった。一方、公共性が強く要請され、独立採算性を原則として経営される水道事業において、こうした巨額の費用負担を個々の水道事業体の責任のみにおいて対応させることは不合理であるとの意見が強くなってきた。このため、水源の確保と併せて水道事業の健全な育成を図るために、昭和42年度からダム等の水道水源開発施設の整備に要する費用に3分の1の補助が行われることとなった。

また、将来の開発に備えて水源の確保を図りつつ施設の拡張整備を行うに当たり、水道原水の相互運用や重複投資を排除した水道施設の整備を図り、また、経営の能率化を図る等の観点から、広域水道事業や水道用水供給事業の整備は時代の要請となってきた。しかし、このような事業は大規模な先行投資を要するものであるため、必ずしもそうした方向での水道整備が進まない状況にあったので、同じく昭和42年度から水道の広域化のための施設整備に対する補助（補助率4分の1）が行われるようになり、水道広域化の円滑な推進が図られることとなった。

水道水源開発施設整備費の補助は、昭和51年度からは、原水単価及び資本単価が著しく高くなるものについては2分の1の補助が行われることになった。また、同年、水道広域化施設整備費の補助についても、同52年の水道法改正による広域的水道整備計画の規定を先取りし、広域的水道整備計画に基づく事業のうち用水料金等が著しく高くなるものに対しては3分の1の補助を行う制度が導入され、その後も、同53年度から水質検査施設整備補助、同57年度から広域化促進地域施設整備補助、同63年度から高度浄水施設整備補助の新設など、水道事業への補助は、時代の要請に対応して種々改善が行われてきた。

厚生省（現厚生労働省）による補助は、制度創設以来予算補助として行われてきたが、昭和52年の法改正により、法律補助となつたため、建設改良事業費に対する国庫補助対象額の割合が、同42年度でわずか2%（全国）から、同62年度には32%（全国）にまで拡充、強化されてきている。

民主党の2009年衆院選マニフェストに盛り込まれた「一括交付金」に対応する「地域自主戦略交付金」の制度が平成23年度政府予算で創設された。これは、国から地方自治体に支出される国庫補助金のうち、自治体が主体となる投資的事業に対して国が支援する補助金の自由度を拡大するための制度とされている。

2. 本県事業への国庫補助の推移

本県事業のうちで、国庫補助金（国庫補助制度の創設昭和42年度）が昭和42年度に交付されたのは、水道水源開発施設整備補助では西三河事業（矢作ダム）及び水道広域化施設整備費補助では西三河水道用水供給事業である。補助対象採択の推移は次表の通りである。

昭和42年度から行われていた水道水源開発施設の整備及び水道広域化のための施設整備に対する国庫補助金は平成23年度から地域主権一括法に基づき「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、地域の自由裁量を拡大するため「地域自主戦略交付金」に変更された。

平成23年度は、第1段階として都道府県分を対象に、投資補助金が一括交付金化されたが、その対象事業として厚生労働省が所管する水道施設整備費補助及び経済産業省が所管する工業用水道事業費補助が対象となつた。

初年度の地域自主戦略交付金は全体で5,120億円であり、そのうち愛知県に交付された交付金は1次、2次を合わせ152億円であった。この交付金については対象事業のうち、どの事業に充当してもかまわないものであるが、そのうち水道事業、工業用水道事業とも予算額は確保された。

国庫補助金の推移

（単位：百万円）

区分	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
建設改良費		13,882	14,880	16,655	19,373	17,332	21,183	19,401	24,470
国庫補助金		4,078	3,500	2,388	4,738	4,749	8,159	5,425	3,508

9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
14,594	17,025	7,993	6,696	6,436	4,939	5,222	8,084
2,981	4,735	1,935	1,659	1,310	1,084	939	836

* H12年度は激甚災害補助として収益的収入の国庫補助金21百万円が別途あり

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
7,536	8,301	9,329	23,477	10,073	8,037
665	1,117	1,400	6,709	859	626

* H20年度は長良川河口堰工水転用分が含まれる

表3-112 国庫補助事業採択の推移

年度	水道水源開発施設整備費	水道広域化施設整備費
S42	矢作ダム	西三河
43	愛知用水、木曽川用水	愛知用水第2期
44		尾張
45	豊川用水	東三河第1期
48	長良川河口堰	
49	徳山ダム	愛知用水第3期 東三河第2期
51	阿木川ダム	
55	豊川総合用水	
56	味噌川ダム、愛知用水2期	愛知県水道用水供給事業
H 1	豊川用水施設緊急改築	
5	長良導水	
9	木曽川用水施設緊急改築	
11	豊川用水二期事業	
20	木曽川水系連絡導水路、 長良川河口堰工水水源転用	
21	設楽ダム	

第3節 一般会計との負担区分

1. 当初段階の赤字補填

昭和36年度に営業を開始した県営水道事業は、先に述べたように水道料金を政策料金の21円/m³として水道用水供給事業を開始したために、営業開始後の当初段階から、毎年2億円程度の収入不足、すなわち赤字経営となった。その資金不足額は、一般会計から水道事業会計への無利子の資金繰入れによって事業運営することとなり、この無利子借り入れが昭和42年度まで続けられることとなった。この段階までは資金不足の補填のためのみで一般会計からの積極的な繰入れは行われていなかった。

しかしながら、昭和41年度からは、水道用水供給事業としての事業認可以前の開発調査費に要する経費の全額を一般会計から出資金として受け入れることとなり、始めに西三河での事業着手についての基礎調査費が出資された。

2. 一般会計繰入れ制度の創設

昭和41年7月に地方公営企業法の改正が行われ、「経費負担の原則」が明確にされたが、本県の水道事業及び工業用水道事業に関しては該当する部分がなく、したがって残された任意負担の規定に基づき、同43年12月、本県としての一般会計の繰入れ制度が確立され、今日の安定的な経営の基礎が築かれることとなった。この繰入れ制度は、「一般会計から水道事業会計及び工業用水道事業会計への補助、出資及び長期の貸付に関する取扱要領」と名付けられ、事業の長期的な財政の安定を確立することによりその健全な運営を図ることを目的としており、その内容の骨子は次の通りである。

- (1) 水源費として充当した企業債の償還にあたり、その元利金の一部を出資金、補助金として受け入れる。(水源費負担総額について、国庫補助金を含む公費が全体の3分の2となるように、一般会計から補助又は出資を受け入れる。)
- (2) 建設利息については、その全額を出資金として受け入れる。
- (3) 開発調査費に要する経費については、その全額を出資金として受け入れる。
- (4) 資金不足については、年利3分5厘で借り入れる。

3. 繰入れ制度の拡充

昭和51年度の県営水道事業として始めての料金改定に際し、従前の水源費に対する助成に加え、県財政の極めて困難な状況の中で新たに専用施設に対する公費導入制度を創設し、料金の抑制と経営の健全化を図った。

昭和51年度の繰入れ制度改革においては、新しい料金制度のなかでの公費導入の意義を明確に位置付け、住民生活の基礎的に必要な「基礎水量」の料金を引下げるために一般会計補助金を集中的に活用するという考え方方が新たに導入された。

以上のように、昭和43年度以降、一部の追加を加えつつ続けられている本県の一般会計繰入れ制度は、水道事業の経営健全化のために極めて大きな役割を担ってきた。

4. 国による一般会計繰出し基準

昭和41年度の地方公営企業法の改正によって一般会計との負担区分が明確にされ、消火栓の新設、改良等公共の用に要する経費等は一般会計において負担することとされた。

昭和44年度以降、これに加えて水源開発対策、水道広域化対策、高料金対策のため一般会計から繰出しを行うものとされ繰出額の一部については地方交付税措置が講ぜられている。

これらの繰出基準については、地方公営企業法第17条の3に基づき、「地方公営企業繰出金について」（昭和49年2月、自治省財政局長通知）に定められた。

このうち本県事業が関係する水源開発及び水道広域化についての繰出基準は、昭和55年度以前においては、国庫補助対象事業費（国庫補助基本額）の3分の1に相当する額の企業債の元利償還金の範囲内とされていた。同56年度からは、国庫補助対象事業費の10分の1相当額を建設段階で出資することとし、出資額は、一般会計に対し全額政府債による起債充当を認めるという、一般会計出資債制度が創設された。さらに、平成2年度からは、水源開発、広域化施設建設に伴う資本費の増嵩に対処しながら、水道事業の経営基盤の強化を図るために、建設時的一般会計出資比率を3分の1に引き上げ、この全額に一般会計出資債が充当されることとなった。

昭和43年12月から「一般会計から水道事業会計及び工業用水道事業会計への補助、出資及び長期の貸付に関する取扱要領」によって制度化された一般会計からの繰入については、地方公営企業法17条の3に基づく「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長通知）に定められる繰出基準の変更により、本県の取扱要領も変更されてきたところである。また、バブル崩壊後は愛知県の財政状況が厳しくなるにつれて、当該事業への繰入についてもルールによる本来の繰入額が毎年度の予算編成の過程における査定により、減収となっているところである。

第4節 赤字の累積から経営改善へ

1. 政策料金と県下統一料金で赤字の累積

昭和37年1月の最初の料金設定時から、政策的に給水原価を下回る料金設定をしたこと、さらに、その後給水を開始した愛知用水第1拡、第2拡及び同第3拡事業、東三河事業、西三河事業及び尾張事業の各水道用水供給事業の料金も、すべて最初の愛知用水創設事業で設定した1立方メートル21円という単価に合わせたため、水道事業会計の損益収支は毎年赤字であり、単年度収支での純利益の発生は、昭和51年度の第1回料金改定の後の同53年度まで待たなければならなかった。

この間における最大の単年度損失が発生した昭和50年度は、総費用59億7千万円に対し、総収益は36億7千万円（うち給水収益は32億2千万円）でしかなく、純損失は23億円にも上った。この年の給水原価は一立方メートル38円91銭に対し、給水単価は、一立方メートル21円とし安過ぎる料金が経営悪化の原因であることは明らかであった。なお、累積欠損金のピークは同52年度に83億5千万円を記録した。

2. 一般会計借入金の完済

長年にわたる料金の据置きと諸物価の高騰、さらに事業の急激な拡大のために限界まで悪化した経営を建て直すため、昭和51年度に県費導入の一部拡大を図るとともに独立採算性の考え方を全面に出した料金制度の抜本的な改正によって料金改定を行った。

現在の健全な水道財政の礎石となった昭和51年度の料金改定以後、事業経営は安定化の道を進み、同53年度からは単年度純利益が計上できるようになった。

昭和36年度から同50年度までの長期にわたり、無利子と有利子とを合わせて74億4千万円余りにも及んだ一般会計からの借入金については、同55年度の第2回料金改定をはさみ、昭和53年度から同56年度までの4年度間でその全額を完済することができた。

3. 累積欠損金解消と減債積立金

昭和57年度の料金改定以後、諸物価の上昇が予想を下回ったことなどにより、その後は収支計画を上回る経営成績を上げることができたため、同59年度には、事業発足以来24年目にしてついに累積欠損金を全額解消することができた。

昭和59年度以降は、物価上昇率が極めて低かった反面、料金収入が順調に伸びたことなども寄与し、毎年純利益を計上しており、良好な経営状態が続いている。

一方では、年々増大する水需要に対応するため水資源開発や安定給水のための施設拡充などの投資が引き続き行われているため、将来の経営を圧迫するコストの増加が見込まれており、加えて、これまで建設投資のために充てた企業債の残高が1,000億円にも及んでいるという状況があったことから、昭和60年度以降に得られた利益剰余金については、長期的な料金安定と自己資本の蓄積による経営基盤の充実を図るため、その全額を減債積立金として利益処分を行った。

その後、平成6年度の長良川河口堰、同8年度の味噌川ダム、更には同11年度の豊川総合用水事業と次々に完成する新規水源に伴い経営を圧迫するコストの増加が見込まれたことから、同5年度からは法定分として20分の1の減債積立金を利益処分することとし、残額は未処分利益剰余金として翌年に繰越した。それでも同12年度には単年度の損失が見込まれたことから料金改定を行った。

平成14年度以降は公営企業会計の一部変更に伴い（過去の資産も含めて鋼管の耐用年数が25年から40年に変更された）、大幅なコストダウンもあったことから30億円を超える単年度利益が生じることとなり、また、地震防災対策への多額の事業投資も予定されていたことから、再び利益の全額を減債積立金として利益処分を行っている。

年度別損益収支表は表3-113、年度別減債積立金は表3-114の通りである。

表3-113 年度別損益収支表

(単位:百万円)

年度	収益	費用	損益	左累計	年度	収益	費用	損益	左累計
S36	48	216	△170	△170	61	20,055	17,359	2,695	16
37	204	373	△169	△367	62	20,755	17,292	3,463	19
38	279	373	△94	△431	63	21,076	17,810	3,266	26
39	363	411	△48	△479	H1	22,042	18,577	3,466	31
40	368	417	△50	△529	2	23,638	19,731	3,907	36
41	427	483	△56	△585	3	24,592	20,924	3,668	39
42	497	522	△25	△610	4	24,677	21,691	2,986	40
43	643	666	△23	△633	5	24,774	22,735	2,039	1,937
44	822	832	△10	△643	6	24,224	23,983	241	2,167
45	1,571	1,880	△309	△952	7	25,161	22,993	2,168	4,227
46	1,838	2,161	△323	△1,275	8	25,432	22,854	2,578	6,676
47	2,261	3,165	△903	△2,178	9	26,734	26,808	△74	6,602
48	2,785	3,719	△934	△3,112	10	27,555	29,515	△1,960	4,642
49	3,560	5,196	△1,936	△5,048	11	26,401	29,873	△3,472	1,170
50	3,672	5,974	△2,303	△7,351	12	29,448	30,051	△603	567
51	7,222	7,495	△273	△7,624	13	29,783	30,191	△408	159
52	8,011	8,737	△726	△8,350	14	33,303	30,303	3,000	159
53	10,989	10,488	451	△7,899	15	32,817	29,523	3,294	159
54	12,169	11,374	795	△7,104	16	32,716	28,642	4,074	160
55	14,162	13,388	774	△6,330	17	32,415	28,372	4,043	161
56	14,984	14,809	175	△6,155	18	33,255	27,960	5,295	162
57	16,545	15,071	1,473	△4,682	19	31,724	27,603	4,121	163
58	17,819	16,036	1,783	△2,899	20	31,323	26,812	4,511	163
59	19,556	16,757	2,798	△507	21	30,987	26,463	4,524	163
60	19,851	17,502	2,349	9	22	30,815	25,753	5,062	164

注1) 益欄の△印は、損を示す。

2) 損益累計欄のS60年度以降は、利益剰余金について減債積立金としているが、これを含めていない。

表3-114 年度別減債積立金

(単位:百万円)

年 度	S60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6
減債積立金	1,499	2,695	3,463	3,266	3,466	3,907	3,668	2,986	102	12

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
108	129	0	0	0	0	0	3,000	3,294	4,074

17	18	19	20	21	22
4,043	5,295	4,121	4,511	4,524	5,062

一般会計繰入の推移

(単位：百万円)

年度区分	63年度末累計	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
3条	補助金	20,735	1,436	1,547	1,836	1,774	1,698	1,616
	借入金	3,144	0	0	0	0	0	0
4条	出資金	29,383	3,138	5,930	5,497	6,635	6,792	7,844
	借入金	4,300	0	0	0	0	0	0
	借入金 (長良川)	0	0	0	0	0	0	0
借入金償還金	7,444	0	0	0	0	0	0	0
8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
1,222	2,392	2,964	2,010	2,332	2,200	2,100	1,960	
0	0	0	0	0	0	0	0	
7,985	7,424	7,978	4,393	3,822	3,279	2,589	2,779	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計	
1,813	1,539	1,305	1,034	815	737	592	57,191	
0	0	0	0	0	0	0	3,144	
2,751	2,745	3,242	3,392	9,996	4,226	3,569	143,780	
0	0	0	0	0	0	0	4,300	
0	0	0	0	29,245	0	0	29,245	
0	0	0	0	3,183	500	700	11,827	

第5節 水道ビジョン（中期経営計画）の策定

1. 中期経営計画の策定に至る経緯

総務省は予てより地方公営企業の経営基盤の強化や民間的経営手法の積極的な導入を進めるよう要請してきたところであり、平成16年4月13日付け総財公第33号「地方公営企業の経営の総点検について」（総務省自治財政局公営企業課長通知）において、改めて公表することを前提に経営の健全化・効率化など経営基盤の強化の観点から中期経営計画を策定するよう求めた。

総務省の調査によれば全国の都道府県において、多くの団体が経営計画を策定し、インターネット等で広く公表している状況となっていることから、企業庁としても公表を前提とした中期経営計画を策定する必要があった。

計画策定における計画期間の設定については、県の地方計画の見直しが平成17年度に実施されること、水資源開発基本計画の見直しがされていること等、他の各種計画との整合性を図る必要があることから、同18年度から同22年度までの5年間とし、策定に向けての準備を行い、同17年度において他の各種計画の見直し状況を踏まえながらまとめていく方向で事務を進めることとした。

2. 中期経営計画の策定について

(1) 第1次中期経営計画（平成18年度～同22年度）

平成17年度に同18年度から同22年度までの5年間の中期経営計画を策定するため、「中期経営計画策定会議設置要領」及び「中期経営計画策定作業部会運営要領」を制定し、企業庁部長以上で構成される「中期経営計画策定会議」、各本庁課長で構成される「中期経営計画検討会」及び本庁関係グループ班長で構成される「水道部作業部会」及び「企業立地部作業部会」により協議・検討を進めることとした。

なお、策定に当たっては、「中期経営計画（案）」を平成16年度に実施した水道用水供給事業の事業再評価委員に対し意見を聞くとともに、愛知県県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要領に基づ

き、同18年2月24日から3月23日までパブリック・コメントを実施し、平成18年3月31日をもって策定・公表した。事業別の主な内容は次の通りである。

【水道事業】

① 事業運営の基本目標

安全で安定した水道用水の供給

② 課題と取組内容

課題1 事業目標の見直し

<取組内容>計画給水量等の事業目標の見直し

課題2 安定供給の確保

<取組内容>安定的な供給水源の確保、地震防災対策の強化、老朽化施設の計画的な更新

課題3 安全で良質な水の供給

<取組内容>水源監視の強化や浄水施設の改良、残留塩素の低減化、水質検査体制の充実、積極的な検査体制の整備

課題4 健全経営のための合理化等の推進

<取組内容>組織等の見直し、工事コストの縮減、民間的経営手法の導入、収入確保の取組み

課題5 人材の育成・確保及び技術の継承

<取組内容>研修制度の充実、施設維持管理水準の確保、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組みの整備

課題6 環境に配慮した事業運営

<取組内容>PFI事業を活用した汚泥の有効活用、浄水場における太陽光発電の導入、送水管路等における小水力発電の導入検討

③ 収支計画

収益面では、水需要の若干の伸びにより料金収入は微増するものと見込まれる。一方、費用面においては愛知用水二期事業、豊川用水二期事業完成に伴う新たな費用の発生が見込まれるが、企業債等の借入利率の低下による支払利息の大幅な減少などが見込まれるため、費用合計額としては、概ね横ばいで推移する見通しである。

このため毎年度40億円程度の利益が生じる見込みである。しかし、地震防災対策を実施するための投資や、平成16年度末で企業債と水資源機構の年賦未払金を合わせた残高が1,600億円以上あり、毎年度100億円を超える償還金に資金を要し、中長期的には、管路等を含めた大規模施設更新や安定供給のための水源確保の投資資金が必要となってくるため、当面は、現行料金を維持しつつ、当年度利益については、原則として減債積立金として処理する。

【工業用水道事業】

① 事業運営の基本目標

低廉で安定した工業用水の供給

② 課題と取組内容

課題1 安定供給のための施設整備の推進

<取組内容>地震等災害時に対する施設整備、老朽化施設の計画的な更新

課題2 健全経営のための合理化等の推進

<取組内容>組織等の見直し、工事コストの縮減、民間的経営手法の導入、収入確保の取組み

課題3 未利用水源の有効利用

<取組内容>名古屋臨海工業用水道事業、東三河、尾張工業用水道事業の未利用水源の有効活用の検討

課題4 契約水量の減量要望への対応

<取組内容>料金制度のあり方、受水事業所の意見を踏まえた検討

課題5 人材の育成・確保及び技術の継承

<取組内容>研修制度の充実、施設維持管理水準の確保、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組みの整備

課題6 環境に配慮した事業運営

<取組内容>事業廃棄物の抑制や有効利用

③ 収支計画

収益面では、今後も繊維産業等不況業種の倒産、廃業等による契約水量の減少が見込まれるもの、好

調な輸送機器関連産業においては契約水量の増加が見込まれるため、料金収入は、横ばいで推移するものと思われる。

しかし、費用面においては、愛知用水二期事業及び豊川用水二期事業に係る新たな費用の発生が見込まれるため、中期的には赤字基調の厳しい財政状況が続く見通しである。

なお、企業債等の借入利率の低下による支払利息の減少等により、平成21年度までは累積黒字を維持できる見通しである。

また、平成16年度末で企業債と水資源機構の年賦未払金を合わせた残高が1,600億円以上もあり、毎年度100億円を超える償還金に資金を要する。

(2) 第2次中期経営計画（平成23年度～同27年度）

公営企業という立場から地域の発展と県民福祉の向上に寄与するため、第1次中期経営計画を策定し、計画期間を平成18年度～同22年度として、経営の健全化・効率化等、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めた。

しかしながら、昨今の経済情勢は、世界的な金融危機を背景とする景気の低迷状況から脱却できず、地方公営企業にとって大変厳しい状況が続いていることから、経営健全化に向けての一層の推進が求められた。

また、地域主権の確立に向けた改革の推進から、地方公営企業会計制度の見直しが予定されるなど、地方公営企業を取り巻く環境の変化にも機敏に対応していく必要があった。

こうした状況の中で、前計画の中間評価を踏まえるとともに、社会経済情勢の変化にも適切に対応していくため、平成23年度から同27年度までの5年間を計画期間とする第2次中期経営計画を同23年3月31日をもって策定・公表した。主な内容は次の通りである。

【水道事業】

① 事業運営の基本目標

安全で安定した水道用水の供給

② 課題と取組内容

課題1 安定給水の確保

＜取組内容＞安定供給水源の確保、地震防災対策の強化、老朽化施設の更新

課題2 安全で良質な水の供給

＜取組内容＞水源監視の強化や浄水施設の改良、施設面の警備体制の強化、残留塩素の低減化、水質検査体制の充実、水安全計画の運用、受水団体の要望を踏まえた事業運営

課題3 健全経営に向けた効率化の推進

＜取組内容＞支払利息の軽減、工事コストの縮減、民間的経営手法の導入、収入確保の取組み

課題4 人材の育成・確保及び技術の継承

＜取組内容＞研修制度の充実、受水団体と連携した実地訓練、IT技術等を活用した技術の確保、国内外の研修生の受け入れ、国際貢献に関する調査・研究、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組みの整備

課題5 環境に配慮した事業運営

＜取組内容＞PFI事業を活用した発生汚泥の有効利用促進、浄水場における太陽光発電の導入

③ 収支計画

収益面では、料金収入は横ばいで推移すると見込まれる中、費用面においては、豊川用水二期事業、長良川河口堰（工水水源転用分）等の新たな水源費が発生することによって、費用は増加していく見通しである。

このため、計画初年度の平成23年度には約40億円の利益が生じるが、計画最終年度の同27年度には約17億円の利益となり、利益は大幅に減少していく見込みである。

資金面では、平成22年度末で企業債等の残高が約1,870億円あり、毎年度140億円を超える償還資金を必要とすることに加え、老朽化施設更新や地震防災対策を実施するための資金も必要であることから大変厳しい状況にある。

そのため、毎年度の利益については、原則、減債積立金として処分し、企業債等の償還財源に使用する。

【工業用水道事業】

① 事業運営の基本目標

低廉で安定した工業用水の供給

② 課題と取組内容

課題1 安定給水の確保

＜取組内容＞老朽化施設の計画的な更新、安定した工業用水の供給、西三河工業用水道事業の安定供給対策の推進

課題2 健全経営に向けた効率化の推進

＜取組内容＞支払利息の軽減、工事コストの縮減、民間的経営手法の導入、収入確保の取組み

課題3 未利用水源の有効活用

＜取組内容＞名古屋臨海工業用水道事業で確保している水源の有効活用

課題4 人材の育成・確保及び技術の継承

＜取組内容＞研修制度の充実、IT技術等を活用した技術の確保、知識経験豊かな退職者を活用できる枠組みの整備

課題5 環境に配慮した事業運営

＜取組内容＞PFI事業を活用した発生汚泥の有効利用促進、浄水場における太陽光発電の導入

③ 収支計画

収益面では、不況業種の廃業・減量等による契約水量の減少が見込まれるもの、事業全体として若干の契約水量の増加も見込まれることから、当分の間、料金収入は横ばいで推移するものと思われる。

一方、費用面においては、豊川用水二期事業の水源に係る新たな費用等が見込まれますが、高金利企業債等の借替えによる支払利息の軽減等の経営合理化によって、中期的には若干の利益が生じ、収支は均衡状態が続く見通しである。

また、平成22年度末で企業債と水資源機構等への年賦未払金を合わせた残高が、約1,096億円あり、その償還のために毎年度100億円程度の資金が必要になることから、資金的には厳しい状況にある。

そのため、毎年度の利益については、原則、減債積立金として処分し、企業債等の償還財源に充当する。

3. 地域水道ビジョンの策定について

(1) 水道ビジョンの目的

我が国の水道は、横浜市に近代水道が布設されてから120年、現在の水道法が制定されてから半世紀が経過した。この間水道は、昭和30年代から40年代にかけての高度経済成長期を契機に、急速な面的量的な拡大期を経て、今日では大部分の国民が利用できるまでに普及している。

一方、21世紀の初頭は、20世紀に整備された水道施設の多くが老朽化しつつあり、その更新が課題となつておらず、今後は、水道施設の大規模更新・再構築を初めて経験する世紀となる。さらに、これまでの右肩上がりの人口の趨勢は終焉を迎える中、グローバリゼーション、官と民、国と地方の役割分担の見直し、市町村合併等の地方自治の枠組みをめぐる動き、水道事業者等における若年技術者の減少など、我が国の水道を取り巻く環境は大きく変化している。

以上のようなことから、水道分野もこれらの課題に対処しつつ、国民への給水サービスを一層向上させるための新たな取組を着実に展開する時期に来ているといえる。

こうした背景から、厚生労働省は、今後の水道に関する重点的な政策課題とその課題に対処するための具体的な施策及びその方策、行程等を包括的に示すものとして、平成16年6月に「水道ビジョン」を策定した。

(2) 地域水道ビジョンの策定

国は、平成17年10月17日付け健水発第1017001号「地域水道ビジョンの作成について」（厚生労働省健康局水道課長）において、水道事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で、「水道ビジョン」の方針を踏まえて目指すべき将来像を描き、その実現のための方策等を含めた「地域水道ビジョン」を作成することにより、今後の水道事業等に求められる施策の着実な実施を図るよう求め、「地域水道ビジョンの作成の手引き」を取りまとめた。

地域水道ビジョン作成の手引きの中で、地域水道ビジョンの作成を推奨するものの、既に中長期計画を策定し、その達成に向けて取組みを進めている場合で、事業の現状及び将来見通しを分析・評価し、目指す水道の将来像を示し、その実現方策を記述してあり、且つ公表しているものは、地域水道ビジョンに該当するものと解釈して差し支えないとした。

当庁においては、前述の「中期経営計画」を策定中であったこともあり、それをもって地域水道ビジョンに代えることとした。